13ページ目３段目39行目、「③④⑤」を削除する。

13ページ目３段目40行目、「及び気象庁観測船」を加える。

13ページ目４段目26行目、「③④⑤」を削除する。

14ページ目１段目20行目から24行目を削除し、

①　令和２年５月11日17時00分

②　令和２年５月12日17時00分

を加える。

14ページ目１段目27行目から31行目を削除し、

①　令和２年５月20日17時00分

②　令和２年５月22日17時00分

を加える。

14ページ目１段目33行目から37行目を削除し、

①　令和２年５月21日14時30分

②　令和２年５月25日14時00分

を加える。

14ページ目２段目23行目、「③④⑤」を削除する。

14ページ目２段目27行目、「200ＫＬ」を「922ＫＬ」に

14ページ目２段目29行目、「33ＫＬ」を「50ＫＬ」に

14ページ目２段目30行目から35行目を削除する。

14ページ目２段目37行目から41行目を削除し、

①　10 June 2020

②　19 June 2020

を加える。

14ページ目２段目42行目、「③④⑤」を削除する。

14ページ目３段目22行目、「③④⑤」を削除する。

14ページ目３段目34行目から38行目を削除し、

①　17：00　20 May 2020

②　17：00　22 May 2020

を加える。

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本件は、電子契約システム対象案件です。

本公示に記載の業務は、技術提案を共通化できる下記(A)から(C)までの３件の業務を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて３件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務の参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に参加表明書及び技術提案書の提出並びに入札が必要である。

令和２年４月28日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局　紀伊山系砂防事務所長

小竹　利明

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　29

１　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(A)

(1)　業務名　紀伊山系（和歌山県域）航空レーザ測量業務

(2)　業務内容　本業務は、紀伊山系における砂防事業の推進のために、基礎データとなる詳細な地形状況把握等を行うための航空レーザ測量を紀伊山系（和歌山県域）において実施し、取得したデータにより各種対策の検討に必要となる基礎資料の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・航空レーザ測量　1363.78㎢

・基盤地図情報の整備　一式

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年２月26日

(B)

(1)　業務名　紀伊山系（奈良県域）航空レーザ測量業務

(2)　業務内容　本業務は、紀伊山系における砂防事業の推進のために、基礎データとなる詳細な地形状況把握等を行うための航空レーザ測量を紀伊山系（奈良県域）において実施し、取得したデータにより各種対策の検討に必要となる基礎資料の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・航空レーザ測量　1274.10㎢

・基盤地図情報の整備　一式

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年２月26日

(C)

(1)　業務名　木津川水系航空レーザ測量業務

(2)　業務内容　本業務は、木津川水系における砂防事業の推進のために、基礎データとなる詳細な地形状況把握等を行うための航空レーザ測量を木津川管内において実施し、取得したデータにより各種対策の検討に必要となる基礎資料の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・航空レーザ測量　700.67㎢

・基盤地図情報の整備　一式

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年２月26日

(D)　上記１に記載の(A)から(C)の各業務（以下「本業務」という）は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(E)　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(F)　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　指名されるために必要な要件

(1)　入札参加者に要求される資格　上記１に記載する業務の入札に参加しようとする者は、複数の業務に参加する場合においても１）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は２）に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

１）単体企業（組合を含む）

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

(c)　近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(d)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(e)　入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務（参加を希望する全ての業務）の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(1)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。